

日本ディサースリア臨床研究会会則

平成18年6月1日
平成20年4月5日改正
平成22年4月5日改正
平成22年12月6日改正
平成23年7月9日改正
平成25年10月31日改正
平成28年9月18日改正

第1条 名称

本会は日本ディサースリア臨床研究会（Japan Clinical Society of Dysarthria Research）と称する。

第2条 目的

ディサースリアの臨床にかかわる諸種の知識と技術の研鑽、資質の向上に努めることによって国内における本領域の発展に貢献することを目的とする。

第3条 事務局

本会の事務局は、〒198-0004 東京都青梅市根ヶ布1-642-1 多摩リハビリテーション学院内に置く。

第4条 執行組織と審議組織

本会の執行組織は、会長、副会長、事務局長、副事務局長、事務局部長、支部長、ホームページ運営委員長、編集委員長からなる。また支部単位で、会務を執行するために必要な役員を設けることができる。支部単位の会計は、各支部の独立採算とする。

本会の下部組織として、講習会の実施委員会を設置する。当委員会の運営は委員会単位で企画・実施することができ、また会計は独立採算とする。その他ディサースリアの発展に必要と承認された事業を達成するために委員会を設置することができる。

なお、執行組織により会務が健全で公正に運営されるために、審議員を適数置く。

第5条 活動体制

本会における活動は本部を中心とするが、各支部単位でも行なうことができる。各支部における具体的な活動方針は、会長の承認を得た上で支部単位で決定することができる。

その他、ディサースリアの領域の発展に貢献できると判断された調査、研究などの企画については、全支部が協力して実行する。その主な活動内容は日本ディサースリア学術集会の開催である。学術集会の会計は独立採算とするが、研究会本部会計と互助的関係性を有する。

第6条 入会

研究会に入会するには、所定の入会申込書に記入の上、総務部長に申し出る。言語聴覚士の資格の有無にかかわらず、ディサースリアの臨床・研究・教育に何らかの形で携わっており、本会の活動趣

旨に賛同する者であれば、会長と総務部長の承認後に会員となることができる。学生の入会も認める。

第7条 入会金および年会費

正会員および学生会員は入会金2,000円ならびに年会費を納入しなくてはならない。年会費は正会員2,000円、学生会員1,000円とする。一旦退会した者が再び入会するさいには、再び入会金を納入しなくてはならない。

その他、賛助会員の年会費は一口10,000円、購読会員の年会費は2,000円とする。賛助会員と購読会員は入会金を納入する必要はない。

第8条 会員の資格喪失

会員が次の号の一に該当する場合には、その資格を喪失する。

- 1) 退会したとき
- 2) 死亡したとき
- 3) 3年以上年会費を滞納したとき
- 4) 除名されたとき

第9条 役員の任務

1) 会長・副会長

会長は本会を代表し、本会にかかわる諸会務の最終決定を行なう。会長は事務局長、副事務局長、事務部長、支部長を任命することができる。

副会長は会長を補佐し、本会の諸会務を執行する。また会長が会務を執行することが困難となったときは、職務を代行する。

2) 事務局長・副事務局長

事務局長は会長、副会長の承認のもとに諸会務を執行する。主に、全支部における会員の統括、会計管理、ホームページの管理・運営、役員会議の調整等を行なう。

副事務局長は事務局長を補佐し、本会の諸会務を執行する。また事務局長が会務を執行することが困難となったときは、職務を代行する。

3) 支部長

支部長は当該支部の会計、企画、運営等の最高責任者である。

4) ホームページ運営委員長は本会のホームページの運営責任者である。

5) 編集委員長は本会の学術誌の最高責任者である。

第10条 改正

本会則の変更は、執行組織が協議して行なうことができる。

第11条 その他

本会の会計年度は4月1日より次年度の3月31日までとする。

附則

本会則は、平成18年6月1日から施行する。

附則

本会則は、平成20年4月5日から施行する。
附則

本会則は、平成22年4月5日から施行する。
附則

本会則は、平成22年12月6日から施行する。
附則

本会則は、平成23年7月9日から施行する。
附則

本会則は、平成25年10月31日から施行する。
附則

本会則は、平成28年9月18日から施行する。